

愛媛県生物多様性センターにおける外来種対応状況(2017)

愛媛県生物多様性センター

【はじめに】

国内には約 2,000 種の外来生物が侵入している。このうち、日本在来の生態系、人の生命や健康、農林水産業に重大な影響を及ぼす、または及ぼす可能性が高い種を外来生物法において特定外来生物として指定しており、2017 年現在、132 種類の動植物が指定されている。指定された種は、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等の取り扱いを原則禁止となっており、違反した場合は個人では 3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金、法人では 1 億円以下の罰金が科せられる。愛媛県では愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例に基づき、88 種の外来種を侵略的外来種として公表しており、放逐や植栽を禁止している。生物多様性センター(以下センター)では、第 2 次生物多様性えひめ戦略に基づき外来生物対策の推進を図っており、外来種に係る情報収集と対応を業務の一環として実施していることから、2017 年度の対応状況と今後の対応について報告する。

【報告内容】

(1)2017 年度の主な外来種対応状況

哺乳類 4 件、爬虫・両生類 5 件、昆虫・クモ類 67 件、植物 1 件の対応を行った(表1)。

表 1. 2017 年度の外来種対応件数

	哺乳類	爬虫・両生類	昆虫・クモ類(うちアリ類)	植物
東予	2	1	29(27)	1
中予	0	4	27(25)	0
南予	2	0	11(10)	0
合計	4	5	67(62)	1

■アライグマ

アライグマ(写真 1)は、3 件の情報提供があり、西条市で捕獲された1頭を殺処分した。また 1 件が誤認であった。本種は、2006 年に松山市で 1 頭のオスが捕獲されて以降、散発的な確認が続いており、2010 年以降東予地域を中心に数頭が毎年捕獲されている状況である。香川県ではすでに定着し、深刻な農業被害が発生しているが、本県は農作物被害が顕著になる前の定着初期段階であるといえる。西条市、四国中央市、松野町(本種未確認)で本種の防除計画を策定しており、計画に基づいた捕獲、殺処分を市町が中心となって実施できる体制を整えている。しかしながら、侵入初期段階での根絶は捕獲努力量に見合う捕獲数が得られないことから、作業実施者の負担が大きいことが課題となっている。センターにおける発生モニタリングでは、有害鳥獣対策で設置された赤外線カメラ等で撮影された個体についても農林部局と連携して情報収集を行っており、その他目撃情報と併せて、本種の可能性が高い場合は、赤外線カメラの追加設置による情報収集、箱わなの設置による捕獲を試みている。



写真 1 アライグマ (2016 年 松山市)

■ゴケグモ類(セアカゴケグモ・ハイイロゴケグモ)

ゴケグモ類は 4 件の情報提供があったが、全て在来種であった。ゴケグモ類のうち、特定外来生物に指定されている主な種はセアカゴケグモ(写真 2)とハイイロゴケグモであるが、ハイイロゴケグモは本県では確認されていない(2018 年 1 月現在)。セアカゴケグモは、2014 年に愛南町で確認されて以降、県下全域で散発的な確認となっている。2015 年までの確認情報はそれぞれ 1 頭のみが発生であったが、2016 年、西条市において複数個体が確認(全て殺処分)されたことから、同年に発生地点から半径 500m の周辺確認調査を行い、2017 年は発生地点の再調査を実施した。2018 年 1 月現在、同地点で本種は確認さ



写真 2 セアカゴケグモ (2016 年 西条市)

れていないが、今後も調査を継続する予定である。

■ヒアリ類(ヒアリ・アカカミアリ)

ヒアリに関しては兵庫県での国内初確認を受けて 62 件の情報が寄せられたが、98.4%が在来種であった(図1)。本種の主な侵入ルートは海外航路のコンテナである。愛媛県でも侵入の可能性は常に存在していることから、関係各課と連携し 7 月 10 日に海外航路を持つ県下 4 地点の港湾でモニタリング調査を実施した。モニタリング調査は台湾、ニュージーランドのモニタリング手法を参考とし、ベイトトラップを用いた。港湾内に調査ラインを複数設定し、10m間隔にベイトトラップを設置し 1 時間後に回収したところ、5,211 頭のアリが捕獲された。室内での同定の結果、全ての調査地点でオオズアリ属、シワアリ属を主な種構成とする在来種が採集された。

7 月 24 日、県内業者より四国中央市役所にコンテナ内で複数のアリが確認された旨連絡があった。同市職員が現地に向かい、現地で撮影した写真をセンターに直接メールした。センター職員が写真で判断したところ、体長にバラつきがあること、体表にツヤがあること、腹柄節が 2 節であること等が確認され、またコンテナの経路からヒアリを含むトフシアリ属の外来種である可能性が高いと判断し、市職員に採集したアリを全て回収する旨を依頼した。センター職員等が現場に向かいサンプルを回収した段階で、県、市、業者の連絡体制の構築と、ヒアリであった場合の初期対応の方法について情報共有を図った。

センター室内にて、働きアリ触角節数が 10 節、触角こん棒 2 節、腹柄部 2 節で 2 つのコブ、胸後部にトゲが無いことを確認し、働きアリに一定割合で頭部が肥大した個体が確認された。頭部が肥大化した個体が確認された段階でヒアリではないと判断したが、トフシアリ属の特徴を有していたことから、環境省経由でアリ研究者に同定を依頼したところ、ヒアリと同じトフシアリ属のアカカミアリ(特定外来種 写真 3)と同定されたことから、7 月 26 日、県と環境省が同時発表としてプレスリリースを自然保護課が行った。マスコミの報道以降、アリに関する問い合わせが市町、センターで増加したことからヒアリ・アカカミアリの対応ルートを再確認するために 7 月 30 日に外来種に係る市町担当者会にて簡易同定方法や写真撮影方法等の情報提供を行い、関係機関との連携を図った。

(2)今後の対応

アライグマ、セアカゴケグモは県内定着初期段階であることから、根絶に向けた情報収集と対応を継続していく必要がある。アカカミアリについては、本種確認以降、実施された周辺調査でも確認されていないことから、県内未定着段階といえる。今後もヒアリと併せてモニタリングを継続し水際対策に努めていく。

また、生態系被害防止外来種リスト(平成 27 年3月)」において、ミシシippアカミガメ(以下アカミガメ)が「緊急対策外来種」に位置付けされた。緊急対策外来種とは、対策(防除、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など)の緊急性が高く、特に、各主体(国、地方公共団体、国民など)がそれぞれの役割において、積極的に防除を行う必要がある外来種を指す。大量に飼養されている本種の大量遺棄等の影響が出ないような対策を実施した上で、段階的な法規制の導入を行うこと等が検討されることとなった。本種は県内に広く分布していると考えられるが、分布密度や在来種(ニホンイシガメ)との競合については未解明な部分が多い。次年度以降はアカミガメの発生状況調査等を実施し、今後の対策を図る上での基礎資料とする予定である。

(執筆者:主任研究員 村上裕)

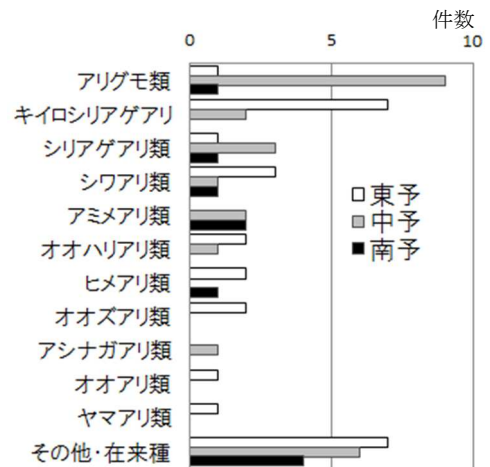


図1. ヒアリ疑い種として持ち込まれたアリの地域別種構成(四国中央市のアカカミアリを除く)



写真3. アカカミアリ(働きアリ)頭部肥大型(2017年 四国中央市)